

3. 学芸員課程の履修について

(1) 芸術文化学科の場合

学芸員課程の履修を希望している編入生・転科生は、**2025年1月30日(木)までに**、下記の芸術文化学科研究室のメールアドレス宛に「氏名」「合格した試験」「電話番号」を明記の上、件名を「学芸員課程履修希望」としてご連絡ください。期日を過ぎた場合は、一切受付できませんのでご注意ください。

・芸術文化学科メールアドレス：geibun@musabi.ac.jp

(2) 芸術文化学科以外の学科の場合

①履修に際しての手続き

編入生・転科生の学芸員課程履修方法は、入学の区分によって手続きが異なります。

●2・3 年次編入生

下記「②学芸員について（はじめに）」から「⑤履修手続」の内容を確認の上、手続を行ってください。

ただし、3年次編入生は卒業までに資格を取得することは出来ません。

●学芸員課程履修の継続を希望する転科生

「⑤履修手続」に記載している「学芸員課程履修願」の提出が改めて必要です。

ただし、芸術文化学科からの転科生は、2・3 年次編入生と同様下記「②学芸員について（はじめに）」から「⑤履修手続」の内容を確認の上手続きを行ってください。

●新規に学芸員課程の履修を希望する転科生

2025年4月からの履修はできません。2025年11月開催予定の「学芸員課程履修登録オリエンテーション」出席およびレポートによる選考を経て、2026年度からの学芸員課程履修が可能です。ただし、その場合卒業までに資格を取得することは出来ません

②学芸員について（はじめに）

「学芸員」とは、博物館・美術館等において資料の収集や保管はもとより、一つの展示をする際にその企画の立案・展示、案内書・目録年報・報告書の作成、資料に関する研究調査説明等の一切を担う専門職員をいいます（「博物館法」第一章第四条第三項に、「博物館に、専門的職員として学芸員を置く。」と規定されています）。従って、深い専門的知識を身につけること、また、それを一般の人にわかりやすく橋渡しする熱意の持ち主であることが、必須の条件になります。学芸員の資格は、学士の学位を有する者で、大学において「博物館に関する科目」の単位を修得した者に与えられます。なお、資格取得したとしても、学芸員として実際にその仕事に就くことは、かなりの「狭き門」となっています。

③学芸員課程で履修できる科目・単位数

「博物館法」ならびに「博物館法施行規則」に基づいて、本学が定めている学芸員資格取得に必要な科目および単位数は以下の通りです。

博 物 館 に 関 す る 科 目	生涯学習概論	各 2 単位	生涯学習概論	各 2 単位
	博物館概論		博物館概論	
	博物館経営論		博物館経営論	
	博物館資料論		博物館資料論	
	博物館資料保存論		博物館資料保存論	
	博物館展示論		博物館展示論	
	博物館教育論		博物館教育論	
	博物館情報・メディア論Ⅰ *1		博物館情報・メディア論	
	博物館情報・メディア論Ⅱ *1			
	博物館実習Ⅰ	2 単位	博物館実習	3 単位
	博物館実習Ⅱ *2	1 単位		
	合計10科目 19単位以上		博物館法施行規則による科目名・単位数	

【前提科目】「博物館実習Ⅱ」を履修するための前提条件として修得すべき科目

前提科目	民俗学Ⅰ・Ⅱ	計4単位
	文化人類学Ⅰ・Ⅱ	計4単位
	考古学Ⅰ・Ⅱ	計4単位
	美術史概説・美術各論	計12単位以上

^{*1}「博物館情報・メディア論Ⅰ」および「博物館情報・メディア論Ⅱ」のみ選択必修科目ですが、両科目修得しても構いません。

^{*2}「博物館実習Ⅱ」の履修は、他の「博物館に関する科目」を全て修得していることが条件です。

※原則として「優」以上の評価で修得するように努めること。

※「博物館実習Ⅰ」では、講義のほか、主に夏季休業期間中に約2週間の集中授業による実習を行います。「博物館実習Ⅱ」では、学外の美術館・博物館等において、学芸員等による指導を受けながら約2週間（時期は施設により異なる）にわたり、実習を行います。各実習は、就職活動・卒業制作・その他個人の都合を理由に欠席することはできません。

④出願手続

学芸員課程の履修希望者は、下記要領で必ずレポート（両課題とも）を提出してください。

- ・課題1：あなたが特に興味を持つ美術館・博物館はどのようなジャンルですか。そのうちから、実際の館園を2・3とりあげ、その内容を含めて、自分の興味のあり方を具体的に示しなさい。[200～250字]
- ・課題2：あなたは、なぜ学芸員資格にチャレンジしようと考えましたか。学芸員としてどのようなことをしたいか、実現したい夢を書きなさい。[800～1000字]

●提出要項

用紙はいずれかを選択してください。

- ・原稿用紙（A4 ヨコ書き 20 字×20 行 400字詰使用）
- ・プリントアウト（A4 タテ置き・ヨコ書き 40 字×30 行）
- ・表紙として、「2025年度 学芸員課程履修申込レポート」[2・3 年次編入生用]（様式はこちら）をホチキス留めしてください。
- ・手書きの場合は、黒のペンまたはボールペンを使用してください。
- ・プリントアウトの場合は、総文字数あるいは400字詰原稿用紙相当枚数を明記してください。
- ・課題ごとに用紙を変え、それぞれ一番上に「課題1」「課題2」と明記した上で記入を始めてください。

提出期限：2025年3月29日(土)午後4 時30 分まで

提出期限を過ぎた場合、理由の如何を問わず一切受理しません。

提出場所：1 号館2階教務チーム資格担当窓口

⑤履修手続

提出されたレポートを選考の上、履修許可者一覧を掲示します。履修許可を受けた学生には、1号館2階教務チーム資格担当窓口にて「学芸員課程履修願」を配付しますので、必ず受取ってください。

(1) 履修許可者発表

発表日：2025年4月4日(金)

場 所：学芸員課程掲示板（詳細は下記の「(4) 掲示」を参照）

(2) 学芸員課程履修願の提出

「学芸員課程履修願」に必要事項を記入の上、前期履修登録開始日<2025年4月9日（水）予定>午後4 時30 分までに教務チーム資格担当窓口へ提出してください。履修許可を受けても、期日までに「学芸員課程履修願」の提出がない場合、理由の如何を問わず、2025年度の学芸員課程の履修を辞退したとみなしますので注意してください。

(3) 履修費の納入

学芸員課程の履修登録時に学芸員課程履修費（21,500円）が必要となります。

履修登録後に郵送される「振込依頼書」（銀行振込用紙）により、納入期限（「振込依頼書」に記載）までに一括納入してください。「振込依頼書」は、5月中旬に学費請求先として届出されている住所宛に郵送されます。一旦納入された履修費は、理由の如何を問わず一切返還しませんので注意してください。

(4) 掲示

教務チームから学芸員課程履修者への連絡は、原則として掲示によって行います。

学芸員課程掲示板<1号館1階第2講義室(1-104)横中央広場側>および教務チーム掲示板<休講等の連絡：1号館1階第1講義室(1-103)横正門側>を見落とさないよう留意してください。